

第 6 章 施策の推進に向けて

1. 住宅施策に係る主体間の役割分担

本計画の推進にあたっては、行政、住宅関連事業者、市民など、住生活に関わる様々な主体が、本計画を共有し、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力していく必要があります。

住生活の安定の確保及び向上を図るため、基本目標の実現に向け、重点施策として進めるべき取り組みについて総合的かつ計画的に推進します。

(1) 住宅関連事業者

住宅関連事業者は、居住者のニーズを的確に捉え、良質な住宅、住宅サービスの提供や良好なまちづくりを行うことが期待されます。また、市民に向け適切な情報を提供することが期待されます。

(2) 市民

市民は、自らが住生活の安定や向上に向け、良質な住まいの維持向上、地域のコミュニティやまちづくりへの参画に努めることが期待されます。

(3) 行政

行政は、市民や住宅関連事業者を支援し、それらの取り組みの促進を図るため、住まい・まちづくりに関するニーズを的確に把握し、補助制度等の情報を積極的に提供するとともに、庁内関連部署との連携を強化し、情報提供のための体制づくりを推進します。また市民の住宅相談や住宅関連事業者との情報交流などを通じて、庁内関連部署や住宅関連事業者と連携を強化し、情報提供のための体制づくりを推進します。

2. 住宅施策の推進方策

(1) 選択と集中による施策の実施

第4章で位置づけた重点施策における具体的な取り組みを中心に推進し、選択と集中により費用対効果の高い、効果的かつ効率的な施策を展開します。

(2) 関連部署及び県、専門家等との連携

具体的な取り組みの実施にあたっては、市民等の居住ニーズの多様化に対応するため、福祉関係部署、都市計画部署をはじめ、庁内の住宅施策関連部署における所管を明確にするとともに、その連携により、施策の進行状況等を確認・評価し、必要な措置を講じていきます。

また、住宅市場に係わる施策や、公営住宅の維持管理の対応など、広域的・専門的な対応が必要な施策の展開にあたっては、栃木県や専門家等と連携し推進していきます。

(3) 計画の進行管理

成果指標の達成状況や施策の進捗状況などについては、適宜、評価・分析を行い、その結果や社会経済情勢の変化、国・県等の施策の動向などにより、必要に応じ見直し等を行います。